

昭和五十一年六月招集

第二回館山市議會定例会會議錄第一号

館山市議會



目次

日時	.....	一
場所	.....	一
出席議員	.....	一
欠席議員	.....	一
出席説明員	.....	一
出席事務局職員	.....	一
議事日程	.....	二
開會	.....	三
議長の報告	.....	三
議案の配付	.....	三
會議録署名議員の指名	.....	三
会期の決定	.....	三
提案理由の説明	.....	三
議案第三十八号	.....	六
報告第一号ノ報告第三号、議案第三十九号ノ議案第五十一号	.....	九
(内容説明)	.....	九
休會	.....	二五
延會	.....	二六
本日の會議に付した事件	.....	二六

一、昭和五十一年六月十一日(金曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 三十名

一 番	吉田 勇治郎	二 番	伊藤 幸太郎
三 番	穴戸 寿夫	四 番	押元 稔
五 番	黒川 平治	六 番	鈴木 正義
七 番	本間 昭二	八 番	松下 正己
九 番	鈴木 稔	一〇 番	流山 源次郎
一 番	近藤 好雄	一 番	栗原 一雄
二 番	林 豊	二 番	石井 輝久
三 番	辻田 実	三 番	安西 益男
四 番	石井 武敏	四 番	渡辺 軍治郎
五 番	渡辺 昭夫	五 番	和田 一郎
六 番	田中 禄郎	六 番	五十嵐 昇
七 番	菊井 敏博	七 番	西村 真次
八 番	伊賀 多朗	八 番	藤田 益治
九 番	遠山 ヨネ子	九 番	石井 正
一〇 番	望月 照正	一〇 番	山口 康
一一 番	なし		

一、出席説明員

市長	半沢 良一	収入役	長谷川 広治
秘書課長	斉藤 武男	人事課長	太田 博雄
企画課長	小沢 正治	庶務課長	綱島 憲治
財政課長	山田 俊康	市民課長	横溝 功
税務課長	小倉 澄男	収納課長	高山 隆男

商工觀光課長 中村 正雄 農水産課長 岩崎 一郎

保健課長 越路 良夫 衛生課長 石井 謙

建設課長 飯田 治男 防災課長 羽山 房雄

市民センター長 角田 巖 鳩山支配人 野中 圭太郎

福祉事務所長 山口 一 水道課長兼衛生課主幹 大嶋 重義

教育長 安田 豊作 教育委員会庶務課長 汐崎 政光

教育委員会 佐野 啓男 教育委員会 川上 賢爾

学校教育課長 川名 備 選挙管理委員会書記長 榎本 繁

教育委員会 川名 備 農業委員会事務局長 石原 斉

監督事務局長 吉岡 政雄 事務局長補佐 石井 敏夫

事務局長 高尾 豊 事務局長補佐 石井 敏夫

書記 兵藤 恭一 書記 鈴木 哲

書記 藤谷 達二 書記 福田 英雄

一、議事日程(第一号)

昭和五十一年六月十一日午前十時開議

日程第一 會議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第三十八号 館山市助役の選任について

報告第一号 館山市水道事業特別会計予算の継続費繰越計算書について

報告第二号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について

報告第三号 財団法人館山市環境保全公社の経営状況説明書の提出について

議案第三十九号 館山市文化財の保護に関する条例の

制定について

議案第四十号 館山市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十一号 館山市消防費じゅう金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十二号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十三号 館山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十四号 館山市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十五号 館山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十六号 館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十七号 館山市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十八号 館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十九号 館山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第五十号 館山市青年館の設置及び管理に関する

制定について

条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第五十一号 館山市水道事業給水条例の一部を改  
正する条例の制定について

開 会 午前十時三分開会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十九名、これより昭  
和五十一年第二回市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開  
きます。

議長の報告

○議長(吉田勇治郎君) この際お諮りいたします。

季節も追々炎暑の候となりますので、当分の間略衣により会議  
を行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって決しまし  
た。

本定例会議案審議のため、地方自治法第二百一十一条の規定によ  
る出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がございま  
したので御了承願ひます。

なお、監査委員より三月乃至五月実施の監査の結果が報告され  
ております。それぞれお手もとに配付の印刷簿により御了承願ひ  
ます。

議案の配付

○議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。  
本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ひます。

会議録署名議員の指名

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行  
います。

二番議員栗原一雄君、一九番議員渡辺昭夫君、以上両君を指  
名いたします。

会期の決定

○議長(吉田勇治郎君) 日程第二、会期の決定を行います。

本定例会の会期につき、議会運営協議会の意見は本六月十一日  
から六月十七日までの七日間ということであります。

お諮りいたします。会期を七日間と定めますことに御異議ござ  
いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって会期は六  
月十一日から六月十七日までの七日間と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長(吉田勇治郎君) この際本定例会招集につき、市長のあい  
さつ並びに提案理由の説明を求めます。

(市長半沢良一君登壇)

○市長(半沢良一君) 本日第二回市議会定例会を招集し、当面す

る諸条件について御審議をお願いすることにいたしました。

今回提出いたしました案件は、報告関係三件及び一般議案十四件であります。以下概要につきまして御説明いたします。

まず報告第一号館山市水道事業特別会計予算の継続費繰越計算書についてありますが、これは作名ダム建設に係る水道拡張事業の継続費について、昭和五十年度の支出予定額のうち、当該年度内に支払い義務が生じなかったものがありますので、これを繰り越して使用するため、地方公営企業法施行令の規定により報告するものであります。

次に報告第二号及び第三号に係る財団法人館山市開発公社及び館山市環境保全公社の経営状況説明書の提出についてでございますが、これは館山市が両公社に対しまして出資と損失補償をしている関係から、地方自治法の規定によりその経営の状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

次に議案第三十八号館山市助役の選任についてであります。本市助役につきましては六月二日任期満了により畠山助役が退任したところであり、後任助役について千葉県に在職しております吉野茂樹君を適任と考え、助役に選任したいので御同意を得ようとするものであります。

次に議案第三十九号館山市文化財の保護に関する条例の制定についてであります。これは近時生活様式の変化、産業構造の変化、開発事業の大幅な増加等、経済社会の激変により、文化財保護に関し種々の問題が生じ、法制度が時代の要請にそぐわない面もありましたので、国においてはこれらに対処すべく法改正の準備を着々と進め、その結果去る五十年七月一日文化財保護法の一

部を改正する法律が公布され、同年十月一日から施行されました。これに伴い県におきましても同年十二月文化財保護条例の一部改正がなされたわけであり、本市におきましてもこれら法律及び県条例の改正の趣旨にのっとり、文化財保護制度の一層の整備を図るべく現行の文化財保護条例を廃止し、新たな条例として制定しようとするものであります。

その主な内容としましては、文化財としての保護対象の整備、現状変更等についての許可制、または届け出制の整備及び損失補償制度の整備、並びに文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術、または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを保護する選定保存技術の保護制度の新設、及び従来の専門委員会的な文化財審議委員を廃止して、合議体としての文化財審議会の新設、さらには罰則の整備等であります。これらによりまして市内に存する文化財について、保存等につき必要な措置を講じようとするものであります。

さらに、議案第四十号館山市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。館山市西長田衛生処理場につきましては、去る昭和四十四年十月一日から市内西長田字椎木田地の民有地を借り上げ使用してまいりました。契約期間が満了となりましたのでこれを廃止し、それにかわるものとして市内佐野字樽沢地の民有地を新たに館山市佐野衛生処理場として使用するため、条例の改正をしようとするものであります。

次に議案第四十一号館山市消防賞じゅう金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国の消防表彰規程の一部改正

による消防賞じゅつ金の額に準じまして、本市の消防賞じゅつ金の額を、殉職者賞じゅつ金については三百万円以上千三百万以下に、障害者賞じゅつ金については百三十万円以上千百万円以下にそれぞれ引き上げるため条例の改正をしようとするものであります。

次に議案第四十二号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本年三月議会の当初予算におきまして国保税は一二%程度の上昇を見込んでいることを御説明いたし、この上昇率は本算定時までに引き下げるよう努める旨を申し上げました。過日前年度会計の収支が示され、黒字決算をみることができ、繰り越し関係も判明いたしましたので、相当額を減税に充当するものとし、本年度国保税の課税総額を決定いたしました。その結果一世帯当たりの平均課税額は前年対比九・一%に押さえることができました。したがって調定見込み額に対応する案分率の改定、低所得者の軽減措置及び従前から保険者の要望がありました課税限度額の改定を本条例によつて図らうとするものであります。

次に議案第四十三号から第四十七号まで、及び第四十九号に係る館山市手数料条例、館山市漁港管理条例、館山市道路占用料徴収条例、館山市都市公園条例、館山市プールの設置及び管理に関する条例及び館山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。最近における物価の状況、住民票の写しの交付及び諸証明等の交付に要する実費等にかんがみ、使用料、占用料、手数料のあるべき姿を中心として検討いたしました結果、手数料条例におきましては、公簿等の騰抄本の交

付、住民票等の閲覧または照合、各証明書等の交付等について手数料を各百円にするとともに、その他それに伴う規定の所要の整備を図るものであります。

また、漁港管理条例、道路占用料徴収条例、都市公園条例につきまして、額等について国及び県の占用料、使用料等を参考にいたしました改正しようとするものでございます。

また、プールの設置及び管理に関する条例につきましては、市営二十五メートル室内温水プールの使用料は昭和四十五年建設以来市民の体力づくりの施設として今日まで据え置いてまいりましたが、諸物価の高騰による運営費の増加によりまして、ほぼ倍額の値上げをお願いするものであります。

なお、市内の小、中学生の学校教育活動、クラブ活動等の使用につきましては、減免措置を講ずることにしてありますし、御婦人の方々につきましては、従来どおり毎週水曜日は無料解放の措置を講ずるなど、一層の振興を図る所存であります。

合宿所の使用料につきましては、使用者のほとんどが都内大学の水泳部や都内のスイミングクラブでありますし、市民の利用者に対する影響はほとんどございませんので、午前、午後各二時間のプール使用を含めた使用料として改正しようとするものであります。

また、老人福祉センターの設置及び管理に関する条例につきましては、諸物価の高騰による運営費の増加によりまして、現行の使用料を倍額に引き上げようとするものであります。

なお、本市の老人クラブ、満六十歳以上の者、その他付添人等につきましては、従来から条例の規定により無料にて利用されて

あり、今回の引き上げによる影響はありません。

さらに、今回新しく減免規定を設け、これら以外の市内の福祉を目的とする団体等の利用につきましても、特に必要と認められる場合については使用料を減免し、福祉の増進を図ろうとするものであります。

次に議案第四十八号館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本市ロータリークラブより同クラブ創立二十周年記念として市民センターにグラウンドフルコンサートピアノ一台、エレクトーン一台の寄贈を受けましたので、これらを付帯設備使用料の表に加えるべく条例の改正をしようとするものであります。

次に議案第五十号館山青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。船形地区に建設されました仲宿青年館を今回本条例の中に加えようとするものであります。

次に議案第五十一号館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。水道事業におきます水質試験手数料につきましては、かねてから条例化について検討してまいりましたが、最近他市町村の水道事業等からの依頼が多くなる傾向にあり、このような経費を水道事業で負担するということは不合理でありますので、経費に見合う手数料として今回条例に規定を設け、徴収しようとするものであります。

以上簡略ではあります。説明を終わります。

なお、詳細につきましては関係課長等をして説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で市長のあいさつ並びに提案理由の

説明を終わります。

暫時休憩いたします。

午前十時 十七分 休 憩

午前十一時三十九分 再 開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第三十八号館山市助役の

選任についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第三十八号 館山市助役の選任について

### 議 案 内 容 の 説 明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 去る六月二日畠山前助役の退任によりまして現在欠員となっております本市助役に、県での行政経験の長い吉野茂樹君を適任と考え、選任したいので、よろしく御同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

### 質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

〇一八番（渡辺軍治郎君） 助役人事のことについて全員協議会で一応説明は受けました。しかし、私はその説明で納得できない点がありますので、再度お聞きしたいと思えます。

というのは、助役が庁内からというようなことではなしに、県の出向を仰ぐというようなことで決められていくと、その内容は行財政の見直しをするために、県の相当そういう方面で経験を持った人を適任だというふうな説明があったわけですが、私はもう一つその問題については疑問を持つものであります。

というのは、なにも館山市の行政を見直す場合に、庁内に人材がないかというようなことについてはもう少し、どのように検討されたか、そういう点についてひとつお伺いしたいと思います。

もう一つは、地方財政の、行政の見直しというようなことについて、若干全員協議会で説明がありましたけれども、どのように見直しをしていくのか。県の出向を仰がなければそういう見直しはできないのか。そのへんについてももう少し説明願いたいと思えます。

〇市長（半沢良一君） 現在の行財政についていろいろの問題点があるわけございまして、それは国の制度自体からくるものもございまして、館山市独自の事情による問題もあろうかと思うわけございまして。

先ほど御答弁申し上げましたように、国の制度自体については交付税の問題とか、超過負担の問題とか、あるいは国、地方を通じての行財政の配分の問題とかございまして。これは自治体の長としての市長会、その他六団体を通じて、国に改善を要求するわけでございます。

それから、自治体内部の問題につきましては、いろいろ庁内の職員の中でも——もちろん、中から助役を選ぶことによってできないということではございませぬけれども、県や国とのいろいろなつながりを考えますと、県のほうから派遣を考えたいほうがよるべターだというように考え方で、県のほうからの出向を仰いだわけでございます。

〇一八番（渡辺軍治郎君） ただいまの説明では、行政の見直しについて県のほうとのつながりというように話ですが、県のつながり——いわゆるコネとか、そういうようなことで館山市の行財政の問題が解決されると思わないわけですか。

というのは、従来からとられてきている市長の方針を見ますと大体見直しというようなことをやっているわけです。その見直しが結局いまの地方財政危機を職員の人件費や、あるいは市民の負担で解決するというそういう方向でしか行政がやられてきていない、これは現実の問題から言いますが、そんなことで地方財政の確立ができるはずはないと思えます。

したがって、行財政の見直しというのは、いわばいまの地方自治権を守るために、そういう問題について財政的な問題はあれこれの技術的な問題ではないと思うんです。基本的にはこれは超過負担の解消とか、そういう機関委任事務をできるだけ市町村に委譲して、その裏付けとして財政を確立するとか、地方交付税の税率を引き上げるとか、そういう根本的な問題に係っているわけです。それを何か出向——要するに経験者のそういう出向を仰いで解決できるかという点については私は疑問を持っているんで、市長さんの話だと大体県とのつながりとか、そういうようなことを重

視して当面のそういうことをやるうとしている。そういう点からもう一つお伺いしたいのは、全員協議会の話の中に出たんですが出向した助役が任期――あるいは情勢では伸びるかもしれないけれども、もしそういうような財政の見直しをして館山市の財政を健全化したというようなところで、逆に今度は県のほうに逆戻りするの、あるいは他に転出するの、ということについても、市長さんはそのときに考えるというようなことで、何かそういう問題でははっきりしないわけです。そういうところもひとつお聞かせ願いたいと思います。

○市長（半沢良一君） 先ほども御答弁申し上げましたように、財政のいまの逼迫しております問題にはいろいろな要素があるわけでございます。国の制度の問題もおっしゃるとおりでございます。それはそれなりにそれぞれの機関を通じて検討をし、改善を実現していく努力をいたしているわけでございます。

ただ、館山市自体のいろんな問題も、内部的な問題もございまして、そういうものはできる限りいままて考えてやってまいりましたけれども、さらに根本的な問題を中心的にひとつこれを直していききたい、そういう意味で市の職員の中から課長を選んでもできないわけではないけれども、県とのつながりをつけることのほうがよりベターだという、そういう考えで選んだと先ほども御答弁申し上げましたけれども、その考え方に変わりはありません。

また、任期は四年ですから、四年やっていただくつもりでありませけれども、しかし県から出向をしておりますので、本人の將來のことも考えなければいけませんので、その事態が起ったと

きは県と相談して、本人とも相談して決めたい、そういうふう

に考えているわけでございます。――御質疑  
○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を委員会付託を省略いたしたいと思いましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

### 討 論

○議長（吉田勇治郎君） 討論を行います。

○二八番（渡辺軍治郎君） ただいまの市長さんの説明で、ただ根本的な問題というよりも、いまの館山の財政状態からみて出向を仰ぐほうがよりベターだというふうなお考えについては私は納得できないわけです。

というのは、先ほども質問の中で明らかにしたように、いまの地方財政の危機というものはやりくりで何か解決する問題ではないと思ふんです。市長さんが就任以来とってきたいわゆる館山市の財政に対する見直し、それから福祉の見直しとか、いろいろそういうことでやられてきた実績というのは、市民に負担を転嫁してそういう方向でいわゆる切りつめて財政を立て直そうという考え方は一貫して流れているわけです。そういう中で出向を仰いでよりベターだといっても、私たちが恐れるのは、そういう見直し

の方向でより一層市民に負担を転嫁することが強められるんではないか、そういうことが一つの大きな疑問に思ひ点であります。

もう一つは、四年の任期が終ればその時点で考えるといつても出向を仰いだ中には、いま大体これは三月補正予算で二億五千二百万円ですか、こういう五十年支度すべきものを五十一年度に繰り延べたというようなことで、かなり財政的に困難な状態にあるわけです。そういうものを何とかしようというようなことから市民に対するサービスの低下とか、あるいは福祉の切り下げとか、そういう面になってあらわれてくるわけです。そういうものを評価した上で、そういういわゆる任務が終つたら将来館山市の助役として長く務めてもらうかどうかこれはわかりませんが、任期が終つたところで、大体そういうような方向で問題が解決したら県のほうにまた逆戻りするとか、あるいはほかの任務につくとか、そういうことで何か腰かけのなそういうように感じられてならないわけです。

そういう点からいって、私は市長からの助役選任について納得できないということで反対いたします。

〇一三番(林 豊君) 私はこの議案に対して賛成の立場から討論を行います。

ただいま市長の提案理由の説明の中にも挙げられておりましたとおり、館山市の行財政の現況にかんがみて、市長は県政に長くしかも財政に明るい吉野氏を推薦されたということは、非常に便宜を得た処置であると私は考えます。

同氏の推薦によりましてますます財政を確立されんことを期待いたします。私は賛成いたします。

〇議長(吉田勇治郎君) 他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。

### 採 決

〇議長(吉田勇治郎君) 採決いたします。

本案についての採決は起立により行います。

助役選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(吉田勇治郎君) 起立多数。よって助役選任について同意を求める件は同意することに決しました。

午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時再開いたします。

午前十一時五十三分 休 憩

午後 一時 零分 再 開

〇議長(吉田勇治郎君) 午後の出席議員数二十九名、休憩前に引き続き会議を開きます。

### 議 案 の 上 程

〇議長(吉田勇治郎君) 日程第四、報告第一号乃至報告第三号、議案第三十九号乃至議案第五十一号を一括して議題といたします。

### 議 案 の 内 容 説 明

〇議長(吉田勇治郎君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました各案件は、本日はこれが内容説明のみいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

この際お諮りいたします。ただいま議題となりました各案件は明説を省略して直ちにこれが内容説明を求めたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

これより順次説明を求めます。

報告第一号 館山市水道事業特別会計予算の継続費繰越計算書について

（水道課長大嶋重義君登壇）

○水道課長（大嶋重義君） 報告第一号館山市水道事業特別会計予算の継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

一枚めくっていただきます。ここに計算書が提示してございますが、作名ダム建設を中心といたします水道拡張事業は、昭和四十九年度から五十二年までの四カ年の継続費を設定いたしました。現在事業を進めておるわけでございます。そこで昭和五十年年度の継続費の予算におきまして残額が生じましたので、これを翌年度へ通次繰り越しをいたしましたわけでございます。

この欄にもございますように、継続費の総額は二十二億七千六百二十四万七千円でございまして、五十年年度の継続費の予算現額は合計で七億一千五百七十二万七千一百一十円であります。そしてこの年度間に支払い義務の発生見込み額でございしますが、大体七億一千四百七十五万五千九百二十円でございまして、九十七万

千九百一十円が未執行でございしますが、これは主な内容は事務費的なものでございます。これによりまして計画の事業費といはしましては全く変更ございませぬので御了承いただきたいと思っております。したがいましてこの額を翌年度に通次繰り越しをいたしまして、いりたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

報告第二号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出について

（企画課長小沢正治君登壇）

○企画課長（小沢正治君） 続きまして報告第二号財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の提出につきまして、第十一期事業報告書とございます関係につきまして御説明申し上げます。

まず昭和五十年年度の事業報告書でございますけれども、一応開発公社の昭和五十年度といたしましては、急変した社会情勢、あるいはそれに基づきます市の財政状況との関係から、一応事業を新規事業の見送り等行いまして、でき得る限りの整理作業に専念するとうような方向をたどらざるを得なかったわけでございます。

そういう関係から、ここにございますように昭和五十年年度の事業の実施状況といたしましては、わずかながらの分譲事業と、それからすでに完成してまいりました三つの住宅団地の道路整備で三カ所の街路舗装を実施いたしましたわけでございます。

それと、懸案でございましたミンクの飼育関係を五十年の十二月をもって一切完了いたしました。いままで製品、その他で保存しておりましたものを合わせまして全面的にこれを処分いたしました。

わけてございます。

そのような関係から次の損益計算書でございますが、経常損益の部といたしまして、売り上げにおきまして、市から受託しております土地、建物、舗装関係、それから独自の幹旋土地、分譲土地、それにミンクの全面的処分というよりなる関係で、一応売り上げとして四億四千七百六十九万五千四百四十二円という数字になつたわけでございます。

これに對しまするそれぞれの種目別の原価がその下にお示ししてございますとありてございまして、三ページの原価の集計が四億二千八百九十万九千八百八十八円となりまして、売り上げといたしましての利益が千八百七十九万五千四百四十四円という結果に相なつたわけでございます。

これに對しまして、主たるものといはしましての営業関係の費用、それが下のほうに掲げてございます。一の給料から一四の減価却費までの合計が千百十九万四千七百七十五円となりまして、この経費を差し引きました営業の利益が七百六十八万八千六百九十九円でございます。

さらに、営業外収益、営業外費用、そうしたものが営業外損益の部といたしましてお示ししてございますが、営業外収益の合計が九十七万七千九百二十五円、それから費用といたしまして支払利息のみでございますが、これが三千三百三十八万八千九百五十一円、これらをプラス、マイナスいたしましたして結果は損失二千四百八十一万五千七百七十七円となるわけでございますが、これらのほかに特別関係といたしまして各種の引当金、あるいは固定資産の売却益損、そういった関係がございまして、その下にございます

利益関係で千一百一十八千四百三十一円、損失といたしまして千四百六十八万六千四百六十八円となりまして、当期の純損失が二千八百四十七万八千九百九十四円という結果になつた次第でございます。

次に貸借対照表でございますが、資産の部といたしまして、流動資産の合計がここにそれぞれ掲げられております。十二億六千四百一十二万二千五百四十四円でございます。固定資産といたしまして百二十二万五千七百七十五円、資産の合計が十二億六千五百五十三万二千六百二十九円ということでございます。

負債といたしましては、流動負債の合計が十二億三千六百二十八万六千六百二十二円、これに引当金百万円を合計いたしまして十二億三千七百二十八万六千六百二十二円でございます。資本の百万円、それから剰余金の繰り越し関係と当期の損失のプラスマイナスの結果が二千六百八十四万六千七百七十七円でございます。資本の合計は二千七百八十四万六千七百七十七円となりまして、負債資本の合計が十二億六千五百五十三万二千六百二十九円、こういう次第でございます。

財産の内容といたしましては、目録で掲げましたとおり、普通預金から出資金までの合計が十二億七千六百二十四万八千七百十四円、負債の部といたしまして、借入金で十二億二千九百六十五万円以下合計が十二億四千八百四十四万二千七百七十七円、正味財産といたしまして二千七百八十四万六千七百七十七円ということに相なっております。

次の利益金の計算書でございますが、当期末の処分利益剰余金といたしまして、繰り越しそれから当期の損失差し引き二千六百八十四万六千七百七十七円でございます。この処分計算といたしまして、次

期へこれを繰り越すというところでございます。

このような状況、あるいは結果につきまして、去る五月十七日に寄付行為に基づきまして監査を受けました結果が、ここに掲げられてあるとおりでございます。これに基づきまして五月二十二日に理事会の御承認をいただいた次第でございます。

次に昭和五十一年度の事業計画並びに資金計画について、まず事業計画のほうから申し上げますと、本年度これは五十一年度の開始以前に一応事業計画は立案いたしました。理事会の承認を得るわけでございますが、その後五月二十二日の理事会で追加補正をいたしました。その結果の累計でございます。

新規分といたしまして、受託工事・市民センター冷房等設備工事の關係を受託いたしましたために、この工事費六千三百万円、諸経費三百八十万円を加えまして六千六百八十万円という計画でございます。

継続分につきましては、従前市からそれぞれ委託を受けております關係の継続分でございますけれども、今回ここで新たに上ってまいりましたのが、継続分それから分譲關係のそれぞれ下段のほうにございます。国有地払い下げ關係でございます。

これは、教育センター、あるいは渚住宅団地の用地の中に農林省有地がございまして、これが払い下げの關係で国有地にかわる直前の旧地主に払い下げるといってまあ關係から、これが六軒町の共有地ということでございまして、非常に手続き上共有關係の手続きが非常にふくそうしてありまして長引いておつたものでございまして、これが五十一年度中に結果を生ずるような形になる見通しがほぼ出てまいりました關係で、一応ここでそれぞれ

内定してあります額を計上させていただいたわけでございます。

教育センター關係におきまして四百六十八万円、渚住宅団地の關係につきましては百二十八万九千円、その他諸経費でございます。

これらを合わせまして、土地取得關係で五百九十六万九千円、工事は市民センターの冷房工事關係と既成団地補修關係百万円を見込みまして六千四百万円、諸経費關係がほとんどこれは利子の支払い關係になります。一億一千四百二十一万二千円、合計いたしました一億八千四百八十八万一千円という計画でございます。

これに対します次の一三ページの資金計画でございますが、事業収益といたしまして一億八千四百五十一万一千円、これは市の受託建物、舗装關係で市から支払いを受ける予定額であつたわけでございますが、これは計上いたしました全額を五月三十一日に入金済みでございます。

次に債務収入といたしまして三億五千八百五十万円でございすが、先ほどの新規事業の市民センター關係と継続關係の受託關係、それからこれらの公社としての運転資金關係の借入關係でございます。

次の基本的収入が資本金、それから出資金等の、その他經常の一般會計―市の會計でいきまして歳計現金關係の預金利子、そういった關係でございます。

それから前年度の繰越金収入五百二十九万六千円、雑収入として一億十萬円、合計が五億四千五百五十三万三千円でございます。支出の計画といたしましては、事業費で一億九千八百三十五万三千円でございますが、この中で給料、その他一般管理費が千四百十七万二千円、それから新規事業の市民センター關係六千三百

万円、継続事業といたしまして先ほど申し上げました払い下げ土地の関係等、それから補修工事、それらを予定いたしましたして七億二十六万七千円、その他それぞれ借入金関係の利子の支払いといたしまして一億一千三百九十一万四千円でございます。さらに借入金関係の回転の累計といたしまして三億四千五百五十万を予定いたしましたして、合計五億三千九百九十万三千円。資金収入、支出の差し引き五百六十三万円を翌年度へ繰り越していきたいという計画のものでございます。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

報告第三号 財団法人館山市環境保全公社の経営状況説明書の提出について

(衛生課長石井 謀君登壇)

○衛生課長(石井 謀君) 続きまして報告第三号財団法人館山市環境保全公社の経営の状況を御説明申し上げます。

まず最初の事業の概況報告でございますが、この概況報告につきましてはお手もとの報告書によって御了承をいただきたいと思っております。

二ページの損益計算書につきまして主なものを申し上げます。

事業収益のうち事業収入といたしまして七千六百四十三万一千八百九十五円、これにつきましてははし尿収入処理手数料一カ年分の調定額でございます。

Ⅰの事業費用といたしまして、給与費の五千八十三万四千四百三十四円は現業職員二十名、事務職員三名の給料、それから諸手当、法定福利費、退職給与金、これを合わせたものでございますが、事業収入に対する人件費率といたしまして六六・五％に相

なっております。

経費の千四百二十九万五千二百二十九円でございますが、この主なものにつきましては燃料費、修繕費、自動車関係の保険料、消耗品及び備品、それから集金の委託料でございます。その他印刷製本費とか、あるいは福利厚生費、そういうようなものを総合、合わしました額でございます。

次に減価償却費八百七千四百四十五円につきましては、車両一台分の大蔵省令に基づきますところの定率法によって算定した額でございます。

事業利益といたしまして三百二十九万九千七百八十七円については、単純利益でございます。

次に経常損益計算の部といたしまして、Ⅱの事業外収益といたしまして六十一万一千八百三十七円ですが、これは受け取り利息それからこれは定期並びに普通預金の利息と、雑収入といたしまして前年度車両事故による分の保険収入でございます。

Ⅳの事業外費用といたしまして四百六十六万五千四十一円については、支払い利息でございます。この額は三百五十九万五千九百四十八円でございますが、借入金三千五百万円、これが一カ年分、これは運営費でございます。それから三百万円、これは約十カ月借用いたしましたんですが、夏季の職員の手当として支払った分でございます。利率はいずれも九・六％でございます。

その他の事業外費用といたしまして十四万四千七百四十三円でございますが、四十九年度分の貸し倒れ損、それから調定誤謬でございます。

次に貸倒引当金繰入額といたしまして十二万五千三百五十円で

でございます。これは法人税法に基づいて計算した額でございます。次に退職給与引当金繰入額七十九万九千円につきましても、法人税法に基づきまして計算した額でございます。

經常利益といたしまして、差し引き七十五万三千四百十七円というマイナスでございます。

次に純損益計算の部といたしまして、五番目の特別利益につきましてはなしてございます。

次に特別損失でございますが、固定資産の売却損十四万四千四百八円でございますが、これは四十六年に購入いたしました車両一台分の売却損でございます。これは使用が不可能になった車両一台分でございます。

次に税引前の当期純利益といたしまして、マイナスの八十九万三千八百三十五円、それから当期利益といたしましてマイナス八十九万六千八百三十五円、前期繰越利益といたしましてマイナスの千二百一十一万四千五百三十三円、当期未処分利益といたしましてマイナスの千二百一十一万一千三百六十八円というわけでございます。

続きまして三ページの貸借対照表、まず資産の部でございますが、流動資産——これは現金預金、未収金合わせまして二千六十四万二千九百六十八円でございます。

未収金関係につきましては千四十四万六千五百五十円に相なっておりますが、これは三月分のくみ取り料金が集金人にまだ納付済並びに領収証を交付してございませんので、こういうような額になるわけでございます。

次に固定資産につきまして、一の有形固定資産、車両十一台分

これは八百二十五万三千七百二円に相なっております。

負債の部といたしまして、流動負債で短期借入金三千五百万円それから未払い費用四百十二万三千三百四十三円につきましてはこれは人件費——ベースアップ分の差額が主なものでございます。それから預り金、前受け金、税充当金を合わせまして、流動負債の合計が三千九百二十一万四千三十八円に相なります。

次に固定負債の合計につきまして七十九万九千円、負債の合計が四千一万三千三十八円でございます。

資本の部といたしまして、資本金百万円につきましては、市より出資金としての額でございます。

次に剰余金につきまして申し上げます。前期繰越利益マイナスの千二百一十一万四千五百三十三円、当期利益がマイナスの八十九万六千八百三十五円、合計いたしましてマイナスの千二百一十一万一千三百六十八円でございます。

財産目録、それから利益金計算書及び処分計算書につきましては、損益計算書及び貸借対照表によって内容を申し上げますので、ここにお示ししてございます内容によって御了承を賜りたいと思っております。

続きまして五十一年度の事業計画の主なものについて申し上げます。

業務の予定量といたしまして、市内全地域月平均一万八百世帯の収集を行なっております。

収集量にいたしまして、月平均千五百四十六キロリットルでございます。一日平均が約六十二キロリットルでございます。

資産購入計画といたしましては、前年度計画いたしました職員

の詰め所及び車庫の新築につきましては、敷地の地権者の相続権をめぐりまして若干の問題がございました。そういうような関係で遅延いたしておりましたが、詰め所につきましてはブレハブによって行っておりますが、本年四月によりやくこの問題が解決いたしました。現在整地を完了いたしました。施設については早急に完了するように努力をいたす所存でございます。

し尿収集車の購入計画につきましては、二トン車一台は四十六年に購入したものでございますので、耐用年数が経過して使用が不能になったために交換しようとするものでございます。また四トン車につきましては事業所等の多量な個所を重点に収集いたしました。経営の合理化を図ろうとするものでございます。

予算関係につきましては申し上げますと、収益的収入及び支出について、収入といたしまして八千九百三十四万は五十一年度の事業収入、くみ取り手数料及び事業外収益等合わせました額を見込んだものでございます。

支出におきまして九千一百四十四千円につきましては、事業費用八千六百九十一万円、事業外費用三百六十四千円、それから予備費五十万円を見込みました合計額でございます。

次に資本的収入及び支出につきまして、まず収入といたしまして千七百六十九千円、これは借入金を見込んでございます。

支出といたしまして千七百六十九千円につきましては、資産取得費と償還金千円を存目見込んだ額でございます。内容といたしましては車両二台——二トン車、四トン車各一台でございます。それから電話の架設、建物及び宅地造成費、これを合わしたものが千七百六十八千円に相なるものでございます。

以上簡単にございますが、報告を終らせていただきます。  
議案第三十九号 館山市文化財の保護に関する条例の制定につ

いて

(社会教育課長川名 徳君登壇)

〇社会教育課長(川名 備君) 続きまして議案第三十九号館山市

文化財の保護に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

制定の要旨につきましては、けさほど市長の提案理由の中で御説明申し上げたとおりでございますので、内容につきまして、重点となるようなところについて申し上げます。

第一点といたしまして、第二条の關係でございますが、これは文化財の定義についてでございます。現行条例の中の民俗資料の名称を民俗文化財に改めるということ、と同時に民俗芸能を民俗文化財の中に格上げして位置づけたものであります。

第二点目でございますが、これは主として第十二条の關係になります。保存に影響を及ぼす行為の許可制でございますが、現行条例におきまますところの現状変更の許可制を拡充いたしまして、保存に影響を及ぼすような行為も許可制の対象としたということでございます。

なお、現状変更等の不許可等についての補償でございますが、現状変更等の許可を得ることができなかったため、あるいは条件を付されたがために損失をこうむった者に対して、通常生ずべき損失を補償することといたした点でございます。

第三点といたしまして、第三章の第十九条から二十三条にわたる間でございますが、文化財の保存技術にかかる保護制度を新しく設けたということでございます。

まずそのうちの第一点といたしまして、文化財の保存のため欠くことのできない伝統的な技術、または技能で、保存の措置を講ずる必要があるものについて、選定保存技術に選定することができることとし、この場合保持者、または保存団体を認定できるよりにした点でございます。

続きまして二十二条、選定保存技術の保存のためみずから記録を作成し、あるいは伝承者の養成、その他保存のために必要と認められるものについて適正な措置をとれるようにする。

もう一項、二十三条になりますが、選定保存技術について保持者、保存団体、その他保存に当たることを適当と認められるものに対し指導助言ができるようにした、そういう点でございます。

第四点でございますが、文化財審議制度の改制でございますが現行条例におきます文化財審議委員、あるいは専門委員制度にかえまして、新しく付属機関としての合議体の調査、諮問機関として文化財審議会、そういうた審議会を設置する。そういうことでございます。

第五点は罰則についてのいろいろな所要の整備を行いました。具体的には罰金、あるいは料金の額一万円以下だったものを三万円以下に改める。

以上の点でございます。よろしく願います。

議案第四十号 館山市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(衛生課長石井 謀君登壇)

○衛生課長(石井 謀君) 議案第四十号館山市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御説明を申し上げます。

西長田の衛生処理場は、昭和四十四年の十月から民有地を借り上げて使用しておったわけでございますが、契約の期間が満了いたしましたので、その土地を整地及び排水路の整備が完了いたしましたので、これを返還いたしまして、新しく大字佐野の樽沢の民有地一万六千六百九十八平米を処理場として設置したいということでございますので、よろしく願います。

議案第四十一号 館山市消防賞じゅうつ金条例の一部を改正する条例の制定について

(防災課長羽山房雄君登壇)

○防災課長(羽山房雄君) 議案第四十一号について御説明いたします。

このたび消防表彰規程の一部が改正されました。今回の改正は最近におけるところの経済情勢変動にかんがみまして、賞じゅうつ金の額を全体的に二〇%から三三%引き上げまして、消防団員の処遇の改善を図ろうとするものでございます。今月の二日に県から示されました条例準則によりまして、館山市の消防賞じゅうつ金の条例の一部を改正するものであります。

逐条解説を申し上げますと、第三条第一号は殉職者賞じゅうつ金の金額を規定した条項であります。「二百五十万円以上千万円」とあるのを「三百万円以上千三百万円」に改めようとするものでございます。

同条第二号は、障害者賞じゅうつ金の最高限度額の金額を規定した条項でございますが、これも八百五十万円を千百万円に改めようとするものでございまして、さらに障害の等級の区分ごとに功

劣の程度によって定められました別表を次のように改定しようとするものでございます。

以上よろしく願います。

議案第四十二号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定について

(保健課長越路良夫君登壇)

○保健課長(越路良夫君) 議案第四十二号の国民健康保険税条例の一部改正に関連いたしまして、昭和五十一年度本算定の基礎となりまず調定見込み額につきまして先に御説明申し上げます。

三月議会の当初予算の説明におきまして、調定見込み額、予算額等申し上げましたが、過日昭和五十年度の収支が終了いたしました結果、八千三百六万三千円余の黒字決算を遂げることができたわけでございます。

これを本年度へ繰り越すということになるわけでございますが繰越金につきましては当初予算時点で一千四百万円の予算計上をすてにしてあるわけでございます。そこでその差は六千九百万円余となるわけでございますが、今回のうち三千六百万円を減額分に充ちたい。通算いたしますと五千万円が減税分相当額と相なるわけでございます。

以上の結果、収納割合を勘案いたしまして、本年度の調定見込み額を四億三千七十六万七千円と見込んだわけでございます。これは一世帯当たりの課税額にみますと四万九千六百二十八円となるわけでございます。前年同期と比較をいたしますと九・一%の引き上げとなるものでございます。

以上が本年度の調定見込み額の説明でございます。

(税務課長小倉澄男君登壇)

○税務課長(小倉澄男君) それではただいまの保健課長の説明に引き続きまして、国民健康保険税条例の一部改正、四十二号議案につきまして御説明申し上げたいと存じます。

まずお手もとに別に一枚案分資料が含まれておりますので、御配付してございますので、それを御覧いただきたいと思います。

ただいま保健課長から説明がありましたとおり、本年度の本算定によりまする調定総額を四億三千七十六万七千円といたしたいということを基礎といたしまして、この案分率を試算いたしましたわけでございますが、国民健康保険税は課税限度額とか低所得者層の軽減、いわゆる十二条軽減と申しますか、それから擬制世帯の軽減というような軽減額が課税総額においてございますので、その額を総額で一億六千四百四十三万三千円と予定いたしました。結果的に四億三千七十六万七千円プラス一億六千四百四十三万三千円、計五億九千五百二十万を課税して、はじめて四億三千七十六万七千円の調定が可能であるということに相なるわけでございます。

それでございますので、それによりまして国民健康保険税条例に基づきます案分の方法がございまして、それを応能六〇%、応益四〇%という案分率に分けまして試算いたしました結果、本年度は最も保険税負担の公平を得られる率が応益のほうは均等割り二六、平等割り一四の率は昨年と同率、ただ応能におきまして安分率の基準となります、こちらにございます積み上げ額、市民税所得総額並びに固定資産税の総額が昨年比へまして、市民税の所得総額におきまして一〇・六%、それから資産税総額におき

まして一・一%の増をみております関係上、応能割りのほうの課税の配分割合を昨年は所得が四三、資産が一七でございましたが、これを一%変更いたしましたして、資産から一とりまして資産を一六、所得を四四という配分割合にいたしました結果、所定の四億三千七十六万七千円を調定できるという試算ができましたのでこの案分をもちまして課税をいたしていききたいということでございます。

なお、地方税法七百三条の四にございます、いわゆる十二条軽減という額でございますが、この軽減をそのプリントの下にございますような一号該当が均等割り一人につき三千三百二十円それから世帯別平等割りにおきまして五千三百七十円、さらに二号該当におきまして均等割り額が二千二百十円、世帯別平等割り額が一世代につき三千五百八十円の額に相なったわけでございます。

この割合を受けまして、国民健康保険税条例の改正を行っていききたいということでございます。

それでは条文の説明に移りたいと存じますが、まず第二条中の十二万円を十五万円でございますが、これは最初に説明すればよかったですでございますが、昨年以來いわゆる国民健康保険税の最高限度額が十二万であって、十二万以上の方は幾ら多くても十二万に押さえてしまうというので、これに対していさ少しやはり限度額を伸ばしたらいいんじゃないかというような世論がございました結果、国会等においてもこれは審議されました結果、この地方税法が改正になりまして、十五万円になったという法を受けました改正でございます。

それから所得割りの案分の割合は四十四になりましたが、実質案分率は百分の二百二十そのままでございますので、第三条の改正はいたしません。

そして、第四条の資産割りを、昨年の百分の六十七が百分の六十に相なったために、これを六十に改正いたしたい。

第五条が均等割りの額の改正。昨年は五千五百二十円を六千円に改正いたしたい。

第五条の二の世帯別平等割りを、昨年は八千九百四十円を九千六百円に改めたいということでございます。

それから第十二条でございますが、これは低所得者層の負担軽減というようにおきます地方税法の七百三条の四の規定の適用でございます。これは一号、二号該当でございます。一号該当は先ほど申しましたように均等割りの軽減する額でございます。それを二千五百六十円を三千三百二十円、それから平等割りを四千百十円を五千三百七十円に改めたいということ、さらに二号該当のうちに、これはいわゆる所得総額が基礎控除額十九万以下のものが一号該当でございますが、それ以上のものが二号該当でございますが、その一号以外のものの場合の算定の基準といたします基礎控除以外の試算の算出の基準が十三万でございますが、これも地方税法の改正にそるえまして十四万にいたしました結果、二号該当の軽減額は均等割りが千七百十円を二千二百十円に、さらに平等割りは二千七百四十円を三千五百八十円にいたしたいという改正の案でございます。

以上、大変簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十一分 休憩

午後二時二十二分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第四十三号 館山市手数料条例の一部を改正する条例の制

定について

（市民課長横溝 功君登壇）

○市民課長（横溝 功君） 議案第四十三号館山市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由でございますけれども、現在の手数料の額は昭和四十三年四月一日施行以来現在まで改定されておりません。一方戸籍手数料は四十三年一月一日改定があり、さらに最近におきましては四十八年七月一日、なおさらに五十年五月一日改定されております。そこで本市の手料は八年有余そのままでございますので、作製実費からみましてもかなり低額になったと申せますので、今回改正しようとするものでございます。

改定のうち、改定の中心である基礎額でありますけれども、五十円を百円に願ひしようとするものであります。

第三条第一項でございますが、これは全面的に改正しようとするものでございます。いままでは一号から七号まででしたが、これを十二号までいたしました。

一号でございますけれども、種類、単位とも現在のものと同様でございます。金額は先ほど申しましたように今のは一枚五十円でございます。それを百円にしようというものでございます。

なお、二号から五号でございますけれども、これは現在の二号

の公簿、公文書、図面等の閲覧、照合を細分化いたしました次第でございます。

第二号でございますが、住民票または戸籍の附票の閲覧または照合でございます。これは一世帯または一附票につきいままで一件五十円ございましたけれども、百円にということでございます。

三号でございます。これは住民票そのものの多量閲覧は、住民票が印鑑原票等と一緒にキャビネットに入っておりますので、とりて多量の閲覧の場合は住民票そのものの閲覧に應ずることはできません。そこで便宜電算機によりまして全世帯のものを打ち出してございます。これは住民一覽表と称してあるわけでございまして、簿冊になっております。かたかな書きでして、住所、氏名、生年月日が打たれております。いままでこれは商売をなさっておる方が見に来ております。それで閲覧料は一件五十円でございます。この住民一覽表でございまして、一世帯を単位にするものと一人を単位にするものと二本ございます。そこで一世帯を単位とする簿冊を見に参りました場合には、まず基本金として百円、それから一世帯を超える場合には、まず基本金として三十円ということでございます。個人を単位とするものにおきましては一人につき百円、それから一人を超える場合にありましては一人を増すごとに三十円といたそうとするものでございます。四号でございます。公図の閲覧または照合でございますが、いままで一件五十円ございました。今度は一冊につき百円ということに願ひたいと存じます。この一冊は大字とことになっております。

次に五号でございまして、これは旧二号がこれになるわけでございまして。一件につき五十円を今回百円にお願いするものでございまして。

六号の印鑑登録証の交付でございまして。これは旧三号一旧と申すのはいまの三号でございまして、一件につき現在七十円でございまして、これを百円にということでございまして。

それから七号でございまして。これは現在の四号になっております。現在の一枚につき五十円でございまして、これを百円にということでございまして。

八号は現在五号になっております。これは一件につき現在は五十円でございまして、今度は一通につき百円ということでお願いいたそうとするものでございまして。

さらに九号でございまして、住民票に記載した事項に関する証明書の交付でございまして、これは現在の六号でございまして、現在は一件五十円でございまして、今度は一通につき百円ということをお願いいたしと存じます。

さらに十号でございまして。これは現在の七号でございまして、これも、これを細分化して十、十一、十二といたしたわけでございまして。

十号でございまして、一件いままでは五十円でございました。現在の一納税義務者の平均筆数でございまして、六筆持っております。なお一納税義務者の家屋の所有棟数は一、四棟でございまして、ここで土地のほうは六筆、家屋のほうは二棟をひと区切りにいたしまして、これを一件としまして百円ということでございまして、それで一件を超える場合にあっては一筆または一

棟増すごとに三十円をお願いしようとするものでございまして。

次に十一号でございまして。納税証明書、課税証明書または所得証明書でございまして、これは従前はすべて一件五十円でございましたけれども、このたびのお願いでございまして、一年一度一税目をもって一件といたしまして、一件につき百円ということとでございまして。

次に十二号でございまして、これは現在の七号でございまして、一件五十円でございまして、今回は百円にお願いいたしたく存するわけであります。

次に三条中二項を削ると、二項でございまして、二項は「土地及び建物に関する証明については、所有者別に一件とする。但し、共有のものにあっては、当該所有者をもって一所有者とみなす。」ということでございますけれども、これは十号の単位の欄に「所有者（共有のものにあっては、当該共有者をもって一所有者とみなす。）」ということがございますので、この二項を削ろうとするものでございまして。

したがって、三項は二項となり、四項は三項に繰り上がるということでございます。

以上説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議案第四十四号 館山市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

(農水産課長岩崎一郎君登壇)

○農水産課長(岩崎一郎君) 次に議案第四十四号館山市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回お願いいたしますものは、漁港法により市が管理いたします第一種漁港に対応するものでございまして、現実には西岬地区にございます九つの漁港が該当いたします。

お願いいたしますものは、今回の現行条例第十四条に規定いたします漁港の施設の占用料の別表に掲げてございます料金の改定をお願いいたします。

現行条例でございますと、二つ、三つと分かれてございますけれども、これを整理統合いたしましておおよそ三つの種類にまとめまして、漁港の施設用地、地下埋設物類、電柱類と、この三つに要約したいわけでございます。特に地下埋設物につきましては従来口径の細かいものを一応区分けいたしておったんでございますが、今回は四十センチ未満、四十センチから一メートル未満、一メートル以上というような規模のものに改めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

内容につきましては、先ほど市長の提案理由の説明の中にありましたように、現行県の四月一日から改定になりました料金を参考といたしまして、下欄にありますような数字をお願いいたします。

以上よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第四十五号 館山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十六号 館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(建設課長飯田治男君登壇)

○建設課長(飯田治男君) 議案第四十五号館山市道路占用料徴収

条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

第二条の占用料の額の別表を改正するものでございます。この四月から県の道路占用料が改正になりました、現在実施されておるわけでございます。本市も県の条例を参考にいたしまして、今回このように改正しようとするものでございます。

最上欄の種別につきましてもある程度の整理をいたしまして、広告物類の中の広告塔類というのは、現行では広告塔、放送塔と二つに分かれておりましたのを一つに統合いたそうとするものでございます。

次のページの仮設建築物等、これは新たに設けられたものでございます。

仮設材料置場等につきましては、現行では建物用足場及び材料置場という名称が使われておりますが、これもこのように改正しようとするものでございます。

それから現行で軌条敷地というように表現してありますものを今度は鉄道、軌道その他これに類する施設というふうに改めるものでございます。

次の地下埋設物類につきましても、現行ではガス、水道、電線等地下埋設物という表現がしてございますが、それを地下埋設物類と改めまして、さらにその分類も現行では口径八センチ未満のもの、口径三十センチ未満のもの、口径三十センチ以上のものという分類の仕方がしてございますが、これを外径四十センチメートル未満、外径四十センチメートル以上一メートル未満、外径一メートル以上という分類の仕方にいたしましたわけでございます。

次に、現行では、橋梁添加物というものが決められております

が、現行でもほとんどこの添加物についてはいままでも数年の間ございませぬので、それとなるだけ橋梁の添加は避けてもらおうと意味合いから、この橋梁添加物を削除いたしました。それで將來どうしてもという場合には、その他の欄で処理してまいりたいと思ひます。

その他の欄でございますが、いままでも一平方メートルにつきまして幾らというふうな決め方がしてございましたが、その他の欄につきましては、いままでの種別に該当しないものをその他で処理していかなければなりませんので、単位を平米というふうに限定するわけでいけませんので、今回市長が別に認定する額というふうに改めまして、そのつど県の指導を受けたりいたしまして、市長が別に定めるといふふうな考え方で進ませていただきたいと思ひます。

道路占用料につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第四十六号館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

条例の第十条使用料または占用料の徴収の別表第二を今回改正しようとするものでございます。この改正につきましても四月から実施されております県の都市公園条例を参考にいたしまして、また県の指導も受けまして、一応検討してこのようにお願いするわけでございます。

区分の欄で多少の変わりがございますので、御説明申し上げます。

業としての映画撮影の次の欄に興行という欄がございましたが都市公園条例が制定されましたから現在に至りましても興行とい

う申し込みもございませぬし、また現在館山市で管理いたしております都市公園で興行することはなかなか不可能に近いと思ひますので、もしそういうような申し入れがあれば、できるだけほかの場所でやってもらうように指導していきたいと思ひますので一応興行の欄を削除させていただきます。

次のページの都市公園占用料の中で、いままでもございませぬでしたが、電柱類を新たに設けたわけでございます。電柱類につきましてもできるだけ都市公園の中に電柱を建てることは避けてもらうようにいままでも指導してきたわけでございますが、たまたま今回予算説明のときにも説明いたしました。船形の児童公園、これは県の漁港区域内の用地を無償貸付を受けて児童公園を設置することになりました。そこへ一本電柱がございまして、それを植え込みの中に入れて、占用物件として使っていかなければならぬということでございますので、電柱類を新たに設けさせていただきます。

それから次の電線の次に現行では鉄塔というふうになりたわれておりましたが、それを変圧塔類というふうに変更いたしました。あと単位、金額につきましては、県条例等を参考にいたしまして、このように改正しようとするものでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議案第四十七号 館山市プールの設置及び管理に關する条例の

一部を改正する条例の制定について

(体育課長川上賢爾君登壇)

○体育課長(川上賢爾君) 議案第四十七号館山市プールの設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお願ひする次第でございます。

別表のプール使用料めぐりまして、二を御覧いただきたいと思ひます。

館山市営二十五メートル室内温水プールでございますが、先刻市長から説明がございましたように建設が昭和四十五年でございます。これ以来据え置きの状態でございますが、四十七年の決算をとした場合に五十一年の決算をみますと上昇率が二、一三倍特に燃料費等については三、一六倍というふうに年々増加の傾向がございます。このような諸物価の高騰によりお示しをいたしたほほ倍額の値上げをお願いするものでございます。

なお、従来の料金につきましては、夏季料金と冬季料金という形で分けてございましたが、今回は温水プールオールシーズンのものでございまして、そういう意味で夏季、冬季通して構わずお示したようなほほ二倍の額でお願いしようとするものでございます。

専用使用料につきましては、そこにお示しましたように三万円、一万五千元というようにいたしました。

それから合宿所でございますが、これは従来はプールの使用料を含めない額でお示してございましたが、今回はプールの使用料を含めた形で一人千三百円、小学校の児童以下が一人七百元というようにお願いをした次第でございます。

なお、合宿につきましては、ほとんどが都内の大学の水泳部、都内のスイミングクラブの利用が主でございます。市内の小中学生に対する影響はほとんどございません。

なお、備考で、個人使用で回数券による場合は、従来十一回分をもって十回分の使用料としたわけでございますが、今回十二回分をもってそれぞれ十回分の使用料としたわけでございます。これも市民の水泳教室を通じて大変万泳会への加入者も多くて、一般市民の方々の利用も多いということで、サービスを前提として多くいたしましたような次第でございます。

なお、減免措置の規定をつくってございますので、小中学生が学校教育活動、あるいはクラブ活動、部活動に使われる場合には減額、免除の処置をとってございます。それ以外に一般市民の方方に対しましては水曜日は無料開放、さらに市民を対象にした水泳教室につきましては年間四回ないし五回、二十日間から二十五日間、これはサービス提供ということで実施をさせていただきます。

よろしくお願いをしたいと思います。

議案第四十八号 館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

(市民センター館長角田 巖登壇)

○市民センター館長(角田 巖君) 議案第四十八号館山市民センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回改正いたしますのは、先ほど市長から提案説明の中にごさいたしましたとおり、館山ロータリークラブより寄贈がありましたピアノとエレクトーンの使用料を新たに設定しようとするものと、従来ございましたピアノの名称を変更しようとするものでございます。

本文でございますが、第七条の使用料規定中の別表四の付帯設備の使用料中の楽器の部分にピアノ一台とありますのを、グランド

セミコンサートピアノと名称を改めまして変更しようとするものでございます。使用料につきましてはいままでどおり千五百円でございます。

次に、新たに寄贈を受けましたグラランドフルコンサートピアノ一台を五千円、またエレクトーン一台を二千円として設定し追加しようとするものであります。

以上でございますので、どうかよろしく願います。

議案第四十九号 館山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第五十号 館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(福祉事務所長山口 一君登壇)

〇福祉事務所長(山口 一君) 議案第四十九号館山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回改正をお願いいたしますのは、使用料の改定と新たに使用料の減免規定を設けるという二点でございます。

まず第一点の使用料でございますが、第八条第二項中五十円を百円にございますが、これは老人以外の市内の方が本センターを使用いたしましたときに使用料五十円と定められておりますがこれを百円にするということでございます。次の百円を二百円にございますのは、市外の方が利用なさいましたとき使用料を百円というものを二百円にしようとするものでございます。

なお、この改定によりまして、市内の老人の方はあくまでも

無料ということでございます。

なお、第九条関係の使用料の減免でございますが、従来本センターの使用料の減免規定がございませんでしたので、今回使用料改定に伴いまして減免規定を新たに設けさせていただこうとするものでございます。福祉関係団体等の使用の場合には減免を適用したいという含みもあるわけでございまして、今後適切な運用をはかりたいものでございます。

続きまして議案第五十号の青年館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、五十年度に船形地区の仲宿青年館が完成いたしましたので、これを本条例に加えようとするものでございまして、これによりまして本市の青年館は三十六館に相なるわけでございます。

なお、仲宿青年館につきましては、工費三百九十八万円、木造平家建てかわらぶきの七十五・八平方メートルの規模のものでございます。以上でございます。

議案第五十一号 館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

(水道課長大嶋重義君登壇)

〇水道課長(大嶋重義君) 議案第五十一号館山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は水道の手数料中に新たに水質試験手数料に関する条項を設けるための一部改正でございます。

水道課所管の水質試験は、昭和四十五年開設以来市の関係のもを主体といたしまして、そのほかに市以外からの申し込みのものも行ってありますが、これらのものに対しましては手数料として

は徴収しておりませんが、昨年十月から薬品代等の経費の一部を実費という形でいただいていたところ、県が本年四月大幅な値上げを行いましたことから、最近他市町村からの申し込みがふえる傾向にありまして、このまま推移いたしますと運営上いろいろ支障が生じてまいりますので、事業の適正、合理化を図る目的で今回手数料を新設しようとするものでございます。内容について御説明いたします。

給水条例第三十三条第一項の改正でございますが、これは手数料の納付義務者として新たに水質試験を受ける者の事項を加えるための条文でございます。

次に第八号の水質試験手数料でございますが、手数料として新たに設けるものはここに掲げてございます。六件でございます。水道法による水質試験は三種類ございますが、そのうち最初に掲げてあります給水開始前の試験と申しますのは、一般には全項目試験といっております。二十六項目について試験するものでございます。これは最も精密で、かつ手数料がかかるものでございますので、これは一件について二万五千円にしようとするものでございます。

次に定期試験でございますが、一般にこれは省略試験といっております。十一項目について試験するものでございまして、これは各水源ごとにおおむね月一回は行うことになっておりまして、件数も最も多いものでございます。これにつきましては一件につきまして四千円にしようとするものでございます。

三つ目の臨時試験でございますが、これは供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに臨時に行うものですが、こ

の試験方法は定期試験に準じて行いますので、手数料は同額の四千円にしようとするものでございます。

次に水道関係以外の試験といたしまして、定性分析試験以下四つのものがここに掲げてございます。

定性分析試験、これは一項目につきまして二百円でございますが、定性分析試験と申しますのは、検体における物質の有無及びその推定値を求める試験でございます。

それから定量分析試験でございますが、これは一項目につきまして八百円でございますが、これは検体における物質の含有測定値を求める試験でございます。

次の水中細菌微生物試験は、これは一件について千円、また大腸菌群の定量試験は一件につきまして千九百円にしようとするものでございます。

以上の手数料の内容でございますが、この手数料を算出いたしました基礎につきまして申し上げますと、これは昭和五十年年度に水質試験に要しました総経費に対しましての原価計算の方法によりまして算出した結果、この欄に掲げる金額にほぼ近いものでございますので、このように算出したわけでございます。

以上でございますので、よろしく願います。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で各案件の説明は終わりました。

## 休 会

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

議案調査のため六月十二日から十三日までの二日間休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって明六月十二日から十三日までの二日間休会することに決定いたしました。

延 会 午後二時五十七分延会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の会議はこれにて延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

次会は六月十四日午前十時開会といたします。その議事は通告による行政一般質問といたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第三十八号

一、報告第一号乃至報告第三号、議案第三十九号乃至議案第五十一号

一、休会

